利益相反規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本ボクシング連盟(以下「日連」という。)利益相反 ポリシーに基づき、日連が定款に定める目的を達成するための事業における役職員等の 利益相反を適切に管理するために必要な事項を定め、適正かつ効率的な推進を図ること を目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規程は、日連の役職員等に適用する。役職員等とは、日連定款26条に規定する 理事および監事、専門部・専門委員会を構成する委員、強化スタッフ、事務局スタッフ、 選手、日連行事関係者をいう。

なお、日連行事関係者とは、日連が主催又は共催する競技会,講習会等の行事の運営に 携わる審判,講師その他の運営役員をいう。

(禁止事項)

- 第3条 利益相反行為となり得る行為を原則禁止とする。役職員等は利益相反行為となり 得るおそれがある場合には、理事会に対して事前に取引内容を開示し、理事会による承 認を得なければならない
 - 2 前項の理事会の決議において、特別の利害関係を有する理事は議決に加わることはできない。
 - 3 公益認定法 5 条 3 号の規定に従い、役職員等並びに日連の関係者に対し特別の利益 を与える行為を禁止する。

(利益相反行為)

- 第4条 本規程において「利益相反行為」とは、次に定める「利益相反取引」 及び 「その 他の利益相反行為」を総称していうものとする。
 - (1) 「利益相反取引」 とは、次に掲げる行為をいう。
 - ア 役職員等が自己または第三者のために行う日連の事業の部類に属する取引
 - イ 役職員等が、自己又は第三者のために日連と直接行う取引
 - ウ 日連が役職員等の債務を保証すること(債務の引受けを含む。)
 - エ その他役職員等以外の者との間において 日連と当該役職員等との利益が相反する取引
 - (2) 「その他の利益相反行為」とは、役職員等の利益と日連の利益が相反する行為(前号に定めるものを除く。)をいい、経済的な利益が相反する場合に限らず、代表選考、レフェリーの割当て、大会における組合せ等の決定等に自らの影響力を行使して関係者の利益を優先するような行為も含む。
 - (3) 「日連の事業の部類に属する取引」とは、定款所定の日連が事業の目的として掲げている事業を基準にして、日連の事業と同種又は類似の商品又は役務を対象とする

取引であって、日連が事業の目的として行う事業と市場において取引が競合し、日連と理事との間に利益の衝突をきたす可能性のある取引を指す。

(自己申告義務)

- 第5条 役職員等は、利益相反の防止・対応のため、下記の事項に該当する情報をコンプライアンス委員会(以下、「委員会」という。)に申告しなければならない。
 - (1) 法人の役職を兼業する場合には、当該法人名と役職名
 - (2) 個人チームの監督、コーチ、その他要職にある場合には、当該チーム名と担当役職名
 - (3) 取引の相手方(以下 「相手方」 という。) が役職員等又はその三親等内の親族である場合
 - (4) 役職員等又はその三親等内の親族が、単独又は共同で相手方の株式又は持分の 20% 以上を保有する場合
 - (5) 現在または過去2年間において、役職員等と相手方との間で委任関係がある、又は あった場合
 - (6) 現在または過去2年間において、役職員等と相手方との間で雇用契約がある、又は あった場合

(自己申告書等)

- 第6条 役職員等は、利益相反行為に該当する情報を自己申告書により、委員会に提出しなければならない。
 - 2 前項のほか、委員会は、対象者及び提出時期を定めて自己申告書の提出を求めることができる。
 - 3 前2項の自己申告書の様式は、委員会が定める。

(自己申告に関する審議手続)

- 第7条 委員会は、前条の自己申告書に基づき、役職員等の利益相反に関して、日連として許容できるか否かについて審議し、その結果を当該役職員等に通知するとともに会長に報告するものとする。なお、委員会は、必要と判断した場合には利益相反行為について調査を実施することができる。
 - 2 会長は、前項の報告に基づき、必要と認められる場合は、当該役職員等に対して利益相反に関する改善勧告を行う。
 - 3 委員会での審議については、委員会規則の定めに従うこととする。
 - 4 委員及び委員会に出席を求められた者は、業務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。

(考慮要素)

- 第8条 前4条に定める申請を受けた者は、以下の要素を考慮して、取引が日連に利益と なると判断した場合、当該取引を承認することができる。
 - (1) 当該取引が日連にとって必要不可欠であること

- (2) 承認時点の試算により、当該取引が日連の利益を最大化できていること
- (3) 当該取引により当該対象者が利益を得ているとはいえないこと
- (4) 当該取引により日連の公平性に疑念が生じるとはいえないこと

(不服申立て)

- 第9条 第7条第2項に規定する改善勧告を受けた役職員等は、当該改善勧告に不服がある場合は、委員会に対して書面による異議申立てを行い、再審議を求めることができる。
 - 2 委員会は、十分に審議を行い、再審議の結果を理事会に報告し、理事会による決定を経て申立者へ再審議の結果を報告する。

(適切な利益相反管理)

- 第10条 役職員等は、利益相反行為に関する疑義が生じた場合には、委員会に相談することができる。
 - 2 役職員等は、自己以外の役職員等の利益相反取引等を発見した場合には、速かに日連に報告し、日連において適切な利益相反取引等の管理が行われるよう努める。

(情報公開)

- 第11条 コンプライアンス委員会は、利益相反の管理状況について内外に開示する。
 - 2 日連は、利益相反防止への取り組み状況を外部へ公表するとともに、運用状況について定期的に開示する。

(啓発)

第12条 日連は、利益相反問題に関する意識向上のため、役職員等に対し専門家による研修 を実施する。

附則

この規程は、令和6年12月11日より施行する。

利益相反に関する自己申告書(様式1)案

公益社団法人日本ボクシング連盟御中

申告者

このたび、貴連盟が契約当事者となった下記契約について、利益相反規程第3条に該当致しますので、申告いたします。

取引相手の名称及び住所	
(名称のみで特定出来る場	
合は住所は省略可)	
契約の概要	
対価の額	
その他詳細	

利益相反に関する自己申告書(様式2)案

公益社団法人日本ボクシング連盟御中

申告者

以下のとおり、利益相反規程第5条について、申告いたします。

日連の役職等	
第1号関係 当該法人名と役職	
第2号関係 当該チーム名と担当役職	
第3号関係 取引の相手方が役職員等又はその	
三親等内の親族である場合	
第4号関係 役職員等又はその三親等内の 親族が、単独又は共同で相手 方の株式又は持分の20%以上 を保有する場合	
第5号関係 現在または過去2年間において、 役職員等と相手方との間で委任関 係がある、又はあった場合	
第6号関係 現在または過去2年間において、 役職員等と相手方との間で雇用契 約がある、又はあった場合	